

品川区バリアフリー
交通安全特定事業計画
大井町駅周辺地区

平成28年2月
東京都公安委員会

**品川区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「大井町駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、品川区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「大井町駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	都道 420 号線		西品川1丁目30番先から西品川1丁目27番先まで	J R 線 大井町駅 東急電鉄 大井町駅 下神明駅 東京臨海高速鉄道 大井町駅	品川区役所、東京都第二建設事務所、東京都品川都税事務所、東京法務局品川出張所、区立中小企業センター、しながわ中央公園
②	都道 420 号線		二葉1丁目5番先から東大井5丁目10番先まで		品川区社会福祉協議会、品川区消費者センター、しながわ観光協会、イトーヨーカドー大井町店、区民ギャラリー
③	都道 421 号線	池上通り	東大井5丁目14番先から東大井6丁目2番先まで		きゅりあん、男女共同参画センター、西友大井町店、ヤマダ電機 LABI 品川大井町、品川郵便局
④	都道 420 号線		広町2丁目1番先から大井1丁目17番先まで		品川区役所、東京都第二建設事務所、東京都品川都税事務所、東京法務局品川出張所
⑤	特別区道 幹線一級3号	一本橋通り	二葉1丁目18番先から大井1丁目41番先まで		
⑥	特別区道 幹線一級3号	区役所通り	広町2丁目1番先から西品川1丁目27番先まで		しながわ中央公園、品川区役所、東京都建設局第二建設事務所、東京都品川都税事務所、東京法務局品川出張所
⑦	特別区道 II-170号		西品川1丁目29番先から西品川1丁目29番先まで		
⑧	特別区道 V-93号		二葉1丁目6番先から二葉1丁目5番先まで		
⑨	特別区道 準幹線29号	ゼームス坂 通り	南品川5丁目10番先から東大井5丁目4番先まで		南品川シルバーセンター、南品川ほっとサロン
⑩	特別区道 II-220号		大井1丁目11番先から広町2丁目1番先まで		四季劇場〔夏〕
⑪	特別区道 幹線二級19号	立会道路	大井1丁目20番先から大井1丁目22番先まで		

⑫	特別区道 V-91号		大井2丁目27番先から 大井2丁目27番先まで	JR線 大井町駅 東急電鉄 大井町駅 下神明駅 東京臨海高速鉄 道 大井町駅	大井第二地域センター、 区民集会所、大井保健セ ンター
⑬	特別区道 V-83号	どんたく通 り	大井1丁目28番先から 大井1丁目2番先まで		阪急大井町ガーデン、ア ワーズイン阪急、アトレ 大井町店
⑭	特別区道 準幹線32号	光学通り	大井1丁目37番先から 大井1丁目49番先まで		
⑮	特別区道 V-108号		大井1丁目3番先から 大井4丁目3番先まで		イトーヨーカドー大井町 店、区民ギャラリー、阪 急大井町ガーデン、アワ ーズイン阪急、アトレ大 井町店、ヴィアイン東京 大井町
⑯	特別区道 V-115号		東大井5丁目16番先か ら東大井5丁目17番先 まで		
⑰	特別区道 V-238号		東大井5丁目17番先か ら東大井5丁目19番先 まで		アトレ大井町店、きゅり あん、男女共同参画セン ター、西友大井町店、ヤ マダ電機LABI品川大井町
⑱	特別区道 V-122号		東大井5丁目17番先か ら東大井5丁目17番先 まで		きゅりあん、男女共同参 画センター、西友大井町 店、ヤマダ電機LABI品川 大井町
⑲	特別区道 幹線二級21 号		東大井5丁目15番先か ら東大井5丁目14番先 まで		きゅりあん、男女共同参 画センター、西友大井町 店、ヤマダ電機LABI品川 大井町
⑳	特別区道 IV-42号	立会道路	東大井6丁目5番先か ら東大井6丁目12番先 まで		東芝病院
㉑	特別区道 IV-11号		東大井6丁目12番先か ら東大井6丁目13番先 まで		
㉒	特別区道 準幹線33号	見晴らし通 り	東大井6丁目11番先か ら東大井6丁目13番先 まで		関ヶ原シルバーセンタ ー、いきいきラボ関ヶ原

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	事業内容	実施予定期間
②	都道 420 号線	信号機の改良（音響機能の整備）	平成 28～32 年度
③	都道 421 号線	同上	同上
⑤	特別区道幹線一級 3 号	同上	同上
⑨	特別区道準幹線 29 号	信号機の改良（音響機能の整備）、 横断歩道の整備	同上
⑪	特別区道幹線二級 19 号	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
⑬	特別区道 V-83 号	同上	同上
⑭	特別区道準幹線 32 号	同上	同上
⑮	特別区道 V-108 号	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動の実施	平成 28～32 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の導線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

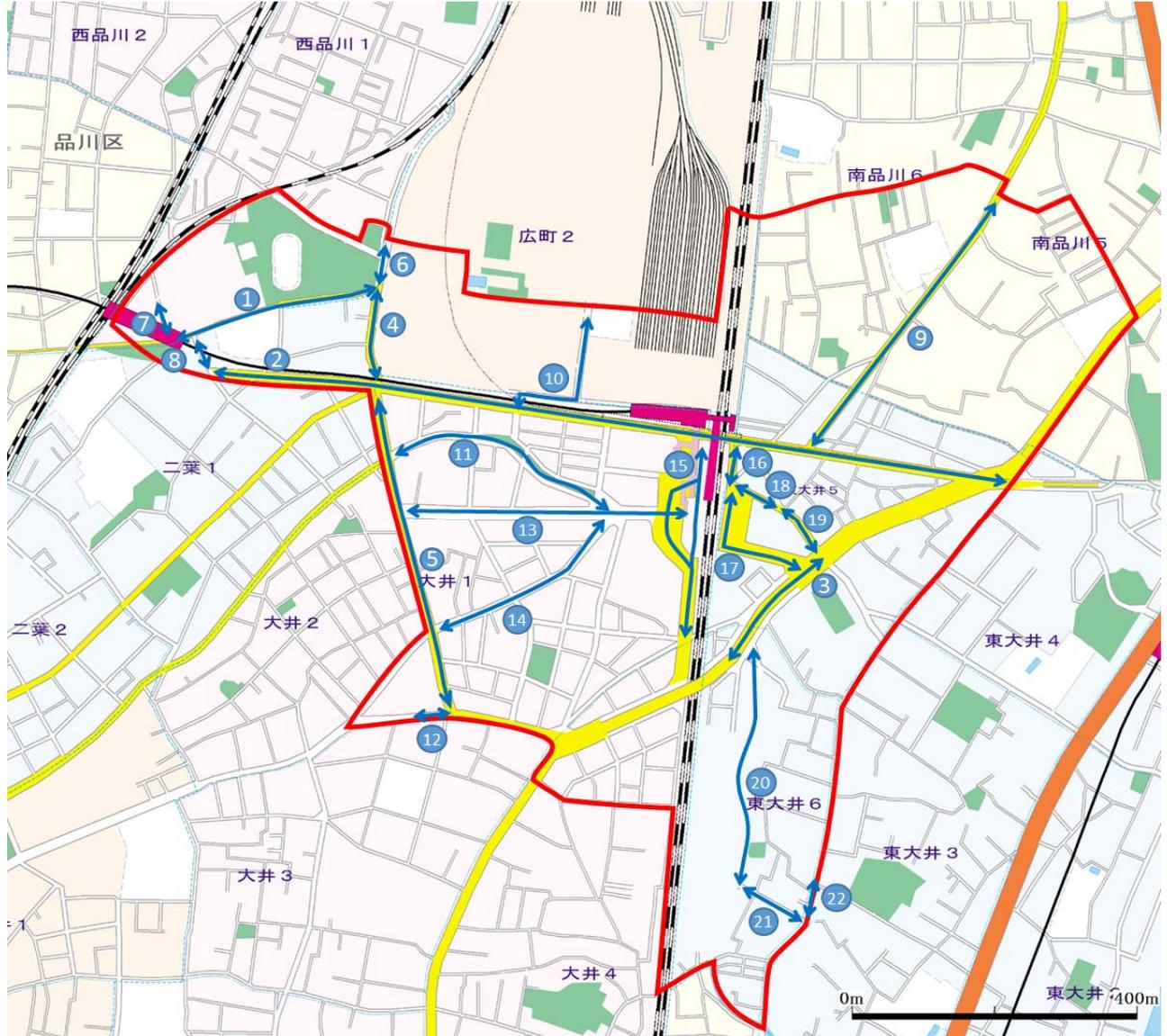
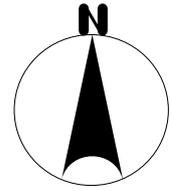
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	品川区
重点整備地区名	大井町駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

<凡例>

- : 重点整備地区
- ⇔ : 道路の区間 (新設生活関連経路)